2020年１月15日

吸収分割に係る事前開示書面
（会社法第782条第１項および会社法施行規則第183条に基づく事前開示）

東京都目黒区大橋一丁目５番１号
株式会社カイカ
代表取締役社長　鈴木　伸

当社と当社100％出資の吸収分割準備会社である株式会社カイカ分割準備会社（以下「承継会社」といいます）は、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、当社の営む情報サービス事業に関する権利義務等を承継会社に承継させること（以下「本吸収分割」といいます）を内容とする吸収分割契約を2019年12月25日付で締結いたしました。

つきましては、会社法第782条第１項および会社法施行規則第183条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

なお、本書記載事項のうち、写しである書類につきましては、すべて原本の写しに相違ありません。

記

１．吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第１項）

別添の「吸収分割契約書」のとおりです。

２．会社法第758条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第１号イ）

（１）　承継会社が本吸収分割に際して当社に対して交付する株式の数についての定めの相当性に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される承継会社の株式の数については、当社が承継会社の発行済株式の全てを所有しており、かつ、本吸収分割に際して発行される本承継会社の株式は全て当社に対して交付されることから、これを任意に定めることができるものと解されるところ、当社は、本承継会社との協議により5,720株と決定したものであり相当であると判断しております。

（２） 本吸収分割に際して増加する承継会社の資本金及び準備金の額についての定めの相当性に関する事項

本吸収分割に際して増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、承継会社の財務状況その他の事情を総合的に考慮した上で、会社計算規則に従って決定したものであり、相当であると判断しております。

３．吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第183条第４号）

（１） 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、2019年10月７日に成立した会社であり、確定した最終事業年度は存在しません。

会社成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,000	株主資本	30,000
預け金	30,000	資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
資産合計	30,000	負債及び純資産合計	30,000

（２） 吸収分割承継会社の成立の日後を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３） 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

４．吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第５号）

該当事項はありません。

５．吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第６号）

（１）当社の債務の履行の見込み

承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日（2020年３月１日）後における当社

企業集団の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）承継会社の債務（当社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込み

承継会社の会社成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日（2020年３月１日）後における承継会社の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の本承継会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、本承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上



吸収分割契約書

株式会社カイカ（以下「甲」という。）と株式会社カイカ分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第１条　甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、その情報サービス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

（商号及び住所）

第２条　本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（１）　吸収分割会社（甲）

商　号：株式会社カイカ（効力発生日（第６条に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）付で、「株式会社ＣＡＩＣＡ」に商号変更予定）

住　所：東京都目黒区大橋一丁目５番１号

（２）　吸収分割承継会社（乙）

商　号：株式会社カイカ分割準備会社（効力発生日付で、「株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズ」に商号変更予定）

住　所：東京都目黒区大橋一丁目５番１号

（分割により承継する権利義務）

第３条　乙が本分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

（１）　資　産

甲が本事業に関して有する資産のうち、別紙に記載のもの

（２）　債　務

甲が本事業に関して負担する債務のうち、別紙に記載のもの

（３）　雇用契約

甲の従業員との間で締結している労働契約は、乙へ承継しない。

（４）　その他

甲が本事業に関して締結している売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、人材派遣契約その他一切の契約（甲の従業員との間の労働契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

２　乙は、前項第２号に定める債務について、甲から免責的に承継するものとし、甲は、第６条に定

める効力発生日以後、当該債務について、その弁済・履行の責任を免れるものとする。

（分割に際して交付する株式に関する事項）

第４条　乙は、本分割に際して普通株式~~5,700株~~5,720株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第５条　本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）　資本金　　~~金２億８,５００万円~~ 金２億８,６００万円

（２）　資本準備金　~~金３億１,４２９万７,４５８円~~ 本分割により資本準備金は増加しない。

（３）　利益準備金　本分割により利益準備金は増加しない。

（効力発生日）

第６条　本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２０年３月１日とする。ただし、本分割の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

（株主総会の承認）

第７条　甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本分割に関して必要な事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

（競業避止義務の不存在）

第８条　甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令（会社法第２１条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（善管注意義務）

第９条　甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に乙の同意を得なければならない。

２　乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

（分割条件の変更及び本契約の解除）

第10条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

（本契約の効力）

第11条　本契約は、効力発生日の前日までに甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られなか

ったとき又は関係法令に基づき要求される監督官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

（協議事項）

第12条　本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

２０１９年１２月２５日

甲　東京都目黒区大橋一丁目５番１号
株式会社カイカ
代表取締役　鈴　木　　伸

乙　東京都目黒区大橋一丁目５番１号
株式会社カイカ分割準備会社
代表取締役　鈴　木　　伸

別紙

承継権利義務明細表

承継会社が、分割会社から承継する対象事業に属する資産、債務、その他の権利義務は次のとおりとする。

なお、承継会社が分割会社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は２０１９年１０月末現在の当社の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除したものを本効力発生日において承継会社に承継する。

１．承継する資産

(1) 対象事業に属する普通預金、売掛金、前払費用、その他の流動資産
　　８２８，０５４，９０９円

(2) 対象事業に属する器具備品、長期前払費用、その他の固定資産
　　４，３１５，２６４円

２．承継する債務

(1) 対象事業に属する買掛金、未払金、前受金、その他の流動負債
　　２３３，０７２，７１５円

(2) 対象事業に属する固定負債
　　０円

４．契約（雇用契約は承継しないため除く。）

分割会社が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する全ての契約（当該契約に関して締結された変更契約、覚書その他これらに類する一切の合意を含む。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、企業グループの運営及び管理に関する次に掲げる契約を除く。

(1) 弁護士、監査法人、金融機関、コンサルタント会社、税理士法人、税理士、司法書士その他外部委託業者との間で締結された委任契約

(2) M&Aに関連する契約

(3) 分割会社の本社建物に関する賃貸借契約及びこれに関連する契約、分割会社が賃借する役員社宅に関する賃貸借契約及び保守管理等に関する契約

(4) 管理業務に係るシステムに関する契約

(5) その他上記の契約に関連する一切の契約

なお、承継対象となる契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させるために、当該契約において必要とされる手続を分割会社が本効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合その他当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させることにより分割会社又は承継会社に重大な不利益が発生する場合には、分割会社及び承継会社は協議し合意の上、当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、承継対象から除外することができる。

5．許認可・商標登録等

本効力発生日において、当社が保有している対象事業に関する許認可、商標登録等のうち、法令上承継が可能であり、分割会社が承継会社へ承継する必要があると判断したもの。

以上